

| | | | | |
|------------------------|-------------------------|-----------|-----------------|-----------|
| | 新潟市教育委員会 平成18年6月 定例会会議録 | | | |
| 日 時 | 平成18年6月12日(月) 午後2時00分 | | | |
| 場 所 | 市役所 第2分館 3階 教育委員会室 | | | |
| 出席委員 (5名) | 高 山 委員長 | 欠席委員 | | |
| | 山 田 委 員 | | | |
| | 小 池 委 員 | | | |
| | 白 勢 委 員 | | | |
| | 佐 藤 教育長 | | | |
| 会議に出席 した職員 (28名) | 職・氏 名 | | 職・氏 名 | |
| | 学校教育部長 | 西 山 耕 一 | 豊栄教育事務所長 | 伊 田 千 代 子 |
| | 生涯学習部長 | 佐 藤 信 幸 | 小 須 戸 教育事務所長 | 田 沢 広 一 |
| | 総務課長 | 斉 藤 仁 | 横越教育事務所長 | 神 田 弘 |
| | 学務課長 | 遠 藤 良 二 | 亀田教育事務所長 | 石 澤 正 明 |
| | 施設課長 | 関 尚 久 | 岩室教育事務所長 | 山 上 光 男 |
| | 教職員課長 | 川 端 弘 実 | 西川教育事務所長 | 市 橋 勝 |
| | 学校指導課長 | 伊 藤 充 | 味方教育事務所長 | 星 野 昭 生 |
| | 保健給食課長 | 片 田 幹 博 | 潟東教育事務所長 | 田 辺 範 男 |
| | 教育政策監 | 手 島 勇 平 | 月潟教育事務所長 | 瀧 澤 龍 顕 |
| | 生涯学習課 | 八 木 秀 夫 | 中 之 口 教育事務所長 | 宮 本 周 英 |
| | 体育課長 | 高 井 琢 平 | 巻教育事務所長 | 広 木 建 |
| | 歴史文化課長 | 渡 辺 ヌ キ 子 | 総務課長補佐 | 吉 崎 熊 勝 |
| 新津教育事務所長 | 丸 山 茂 樹 | 総務係長 | 岩 本 正 雄 | |
| 白根教育事務所長 | 櫻 井 文 一 | 総務課主事 | 山 際 幸 太 | |
| その他の 出席者 (名) | | | | |
| | | | | |

| | | |
|--------------|--------|---|
| 開会 | 時 刻 | 午後 2時00分 |
| | 宣 言 者 | 委員長 |
| 選挙 | 議案番号 | 件 名 |
| | | |
| | | |
| 付議事件 (5件) | 議案番号 | 件 名 |
| | 議案第10号 | 平成18年6月議会定例会の議案について (1)平成17年度新潟市一般会計補正予算について (2)新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について |
| | 議案第11号 | 新潟市青少年育成員に関する規則の一部改正について |
| | 議案第12号 | 新潟市文化財指定について(諮問) |
| | 議案第13号 | 人事案件について (1)教育長の専決処理について ・懲戒処分手続きの補助執行について (2)職員の人事措置について |
| | 議案第14号 | 新潟市公共施設予約システムの利用者登録等に関する事務の教育委員会への補助執行について |
| | | |
| 報告 (4件) | 記 号 | 件 名 |
| | | 第1回教育ビジョン推進委員会について |
| | | 防火シャッターの閉鎖作動時における事故防止について |
| | | 新潟市教科用図書専門委員の委嘱について |
| | | 不登校未然防止中学校区プロジェクトについて |
| その他 (件) | 記 号 | 件 名 |
| | | |

第1 開会宣言

委員長 午後2時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

委員長 山田，小池両委員を指名。

第3 付議事件

委員長 議案第10号(1)を上程，説明を求める。

施設課長 議案第10号(1)平成17年度新潟市一般会計補正予算について，資料に基づき説明。

【説明概要】

3月31日市長専決処理した歳入歳出予算，地方債の補正について説明。

(続いて，保健給食長，生涯学習課長，体育課長説明)

委員長 質問，意見を求め，全員異議なく可決する。

委員長 議案第10号(2)を上程，説明を求める。

教職員課長 議案第10号(2)新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について，資料に基づき説明。

【説明概要】

平成11年度の手当の見直しにより，経過措置として附則に規定していた2つの手当を廃止することに伴い改正する条例の改正内容について説明。

委員長 質問，意見を求め，全員異議なく可決する。

委員長 議案第11号を上程，説明を求める。

生涯学習課長 議案第11号新潟市青少年育成員に関する規則の一部改正について，資料に基づき説明。

【説明概要】

政令市移行に伴い街頭育成員の推薦方法，委嘱人数等を見直すことから，平成18年7月1日に委嘱する委員の任期を2年から1年にするための特例の規定を設ける。

| | |
|--------|---|
| 委員長 | 質問，意見を求める。 |
| 委員長 | 今回の改正は，街頭育成員とプレイリーダー共に関係するということですか。 |
| 生涯学習課長 | 今回は，街頭育成員だけになります。 |
| 委員長 | 街頭育成員が現在379人いますが，見直しを行うとこの数はどうなりますか。 |
| 生涯学習課長 | 基本的には同様の人数で推薦方法や体制の整備をしていくということで，大きな人数の変更は考えておりません。 |
| 委員長 | 活動の方法について，例えば街頭育成活動は月1～2回，1回1～2時間となっていますが，これも現状のままということですか。 |
| 生涯学習課長 | その点については，これから検討していきたいと思います。 |
| 委員長 | 見直しについては，審議会等を設けるようなかたちで決定するのですか。 |
| 生涯学習課長 | 生涯学習課のほうで，育成員の意見などを聞いて，旧市町村の状況を見ながら，実情に合わせて行っていきたいと考えております。 |
| 山田委員 | 変更するのは，地区育成活動だけなのですか。それとも中心部育成活動も含めてということなのですか。 |
| 生涯学習課長 | 中心部育成活動については，今までどおりで行っていきます。 |
| 山田委員 | 街頭育成活動は，通常街頭育成活動と年数回の特別育成活動と書いてありますが，この特別育成活動とは何ですか。 |

生涯学習課長 地域によって祭りなどがありますと、通常の定例的なもの以外にその時間帯に合わせて行うものになります。

委員長 ほかに質問，意見を求め，全員異議なく可決する。

委員長 議案第12号について，公開しますと今後の文化財保護審議会
で率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるなど，審査
に影響するおそれがありますので，非公開とし会議終了後に審
議したいと思います。

全委員 全員異議なく了承する。

委員長 議案第13号について，人事案件のため非公開とし，会議の最
後に審議したいと思います。

全委員 全員異議なく了承する。

委員長 議案第14号を上程，説明を求める。

総務課長 議案第14号新潟市公共施設予約システムの利用者登録等に関
する事務の教育委員会への補助執行について，資料に基づき説
明。

【説明概要】

公民館及び体育施設に係る公共施設予約システムの利用者登録
等に関する事務を，公民館等教育委員会の職員が補助執行をす
ることについて説明。

委員長 質問，意見を求め，全員異議なく可決する。

第4 報 告

総務課長 第1回教育ビジョンの推進委員会について，資料に基づき報告。

【報告概要】

推進委員会の委員構成，第1回委員会の会議内容，委員からの
意見等について報告。

委員長 質問，意見を求める。

| | |
|--------------|---|
| 委員長 | 傍聴に来られた方は、いましたか。 |
| 総務課長 | 1人いました。 |
| 小池委員 | <p>公募委員が入らなかったことは残念だと思います。委員構成からすると、教える側の立場の観点に偏り易いのかなという感じがします。推進委員会の意見について、一般の市民から見ると、本当に推進したいというよりも、最初に「新しいことをやる場合は、教職員にストレスがたまらないようにメンタルヘルスが必要である」というような少し腰の引けた意見が出ていますので、がっかりするような感じがすると思います。確かに新しいことをやるのはストレスがたまるでしょうけれども、それ位新しいことをやろうとする気持ちが学校現場からないのかなという印象になります。推進委員会の意見としては、ちょっと消極的な感じがします。それから、「学校主体の精神や原則を貫いてほしい。教育行政が張り切りすぎると学校が風邪をひくというようなことがある」というような意見がありますが、決して教育ビジョンにあることを実現することは、はりきりすぎでも何でもなくて、市民の同意を得たことをやろうということであって、勿論、学校主体の精神がそこに主体的に関わってほしいということなので、学校が風邪をひくのではないかという意見が出てくるということは、推進委員会の意見としては、少し後ろ向きではないかなという感想を持ちました。</p> |
| 総務課長 | <p>この主な意見には書いてありませんが、委員の学校長のほうからあった話を申しますと、学校のほうでは、学校の年間計画を示すグランドデザインを毎年度当初に作っておりますが、教育ビジョンの冊子ができたのが5月だったのですが、既にその学校のグランドデザインに教育ビジョンの理念が取り入れられるものについては、反映させていますという話がありました。</p> |
| 委員長 | 手島教育政策監は、参加されていてどんな感じでしたか。 |
| 教育政策監 | <p>学校現場と教育委員会が十分コミュニケーションをしていけば、問題ないと思います。もともとは元気が出るためのビジョンなわけですので、決して風邪をひかせるようなものは入っていませんので、是非元気の出る学校にしたいということで、お互いにコミュニケーションをとってやっていければよいのでは</p> |

| | |
|-------------|--|
| | ないかと思いました。 |
| 施設課長 | 防火シャッターの閉鎖作動時における事故防止について、資料に基づき報告。 【報告概要】 五泉市の村松小学校で防火シャッターに児童が挟まれる事件が発生したことから、市内各学校・園での事故防止について報告。 |
| 委員長 | 質問、意見を求める。 |
| 委員長 | 184校中148校というのは、シャッターだけですか。防火扉も含めてですか。 |
| 施設課長 | 防火シャッターの設置個数です。 |
| 委員長 | このシャッターの点検については、新潟市の場合、その回数については決めてありますか。 |
| 施設課長 | 点検回数につきましては、平成17年6月に建築業法が改正されまして、3年に1回点検することになっています。 |
| 山田委員 | 3年に1回の点検の際には、学校に通知されるのですか。 |
| 施設課長 | 業者を通じて各学校のほうにいきますので、その際に学校と点検のときの児童の安全についてよく打合せをしていただくことになっています。 |
| 山田委員 | 報道では村松小学校では点検をずっとしていなかったということですが、そういうことは新潟市ではないのですね。 |
| 施設課長 | 合併前と合併後で違うのですが、旧新潟市の場合は、特定行政庁でありますので業者に委託しなくても点検義務が法律上なかったのですが、旧市町村につきましては特定行政庁ではありませんでしたので、業者に委託してやっていたと思います。 |
| 委員長 | 平成17年6月以降は、3年に1回点検しなくてはならなくなったわけですね。 |

| | |
|------|--|
| 施設課長 | そのとおりです。 |
| 委員長 | 点検を実施する日は、学校と業者で決めるのですか。 |
| 施設課長 | そうなります。 |
| 委員長 | 点検の時間についてもそうですね。 |
| 施設課長 | 学校と業者でよく打ち合わせて曜日や時間帯については、決めています。 |
| 委員長 | 今回発生した事件について、私たちが考えられなかったのが、子どもたちがまだ学校に大勢いる中で点検を始めたということです。この各学校・園に出した事故防止の通知の中には、児童・生徒等の安全確認を徹底することと書いてありますが、これを是非守ってもらいたいと思います。例えば土日や夏休みなど、登校しない日に行うということも考えられますが、どうですか。 |
| 施設課長 | そういうことも考えられますが、現在、学校開放やひまわりクラブなど休みの日にもやっていますので、むしろ授業中のほうが、先生方もいますし、防火扉などに子どもがいないことから、そちらのほうが安全な場合もあるかもしれません。それは学校とよく打ち合わせてやっていただければと思います。 |
| 山田委員 | 子どもが実際にシャッターの作動するのを見て指導を受けることが大事だと思います。今回の場合は、点検業者が煙探知機の調査をやっていたわけで、別にシャッターを動かそうとしていなかったわけです。煙探知機の調査は頻繁にあるような気がするのですが、どうでしょうか。いずれにしても子どもたちに何をしているのか、どこが危険なのか指導しながら点検してもらうことが大事なのではないでしょうか。 |
| 施設課長 | 平成16年に埼玉県の小学校で防火戸が作動してそれに挟まれて意識不明になった事件がありましたが、そのときにも各学校に通知しまして、各学校では、防火シャッターの位置を児童に確認させることや手動レバーをいたずらしないといようなことを児童に指導しております。 |

委員長 下りてくるシャッターに触ると止まるという新しい型のものは、どのくらい入っているのですか。

施設課長 平成17年12月から新しくつくられる学校に設置が義務付けられました。昨年12月から新しい学校はできていませんが、平成14年頃から大規模改修などにできるだけ付けるようにしています。現在付けているところが4校16台です。なお、現在大規模改造等を実施しているところについても、工事に防火シャッター等が含まれていれば、危害防止機能を付けるようにしております。

委員長 報道では村松の場合、煙探知機で検査をしていたところ、扉が閉まったりシャッターが下りたりというのは、メーカーのマニュアルと違っていたという話があるわけですが、要するに点検業者がそれを知らなかったということも伝えられているわけですが、点検業者がそれぞれのシャッターの仕組みなどについては、全部把握しているものなのでしょうか。

施設課長 施設課で今把握しているのが旧新潟市内の学校でして、新市域の学校については今点検中ですので点検に伴い確認する予定です。旧新潟市については、製作者又は関連業者によって点検されておりますので、その性能についてはきちんと把握していると思います。なお、五泉市の場合は、スイッチの入れ忘れ防止のためにメインスイッチを切っても3箇所以上の感知器から信号がくれば作動するという制御盤であったと思いますが、現在把握している旧新潟市内の学校では、そういう機能はありませんので、村松のような事故はないかと思います。

委員長 新潟市の場合、シャッターのメーカーと点検業者は同一ですか。

施設課 全てではありませんが、制御盤の性能について点検者は熟知しております。

委員長 村松の場合は、熟知していなかったということに原因があるようなので、是非そのことを確認していただきたいと思います。

施設課長 よく確認をして作業を行いたいと思います。

小池委員

施設課のほうでも管理について学校に再三言っていると思いますが、業者もそれなりの注意を払ってやっていると思いますが、人のやっていることなのでミスがないということはありませんので、今回の事故の場合も操作ミスがありあましたし、子どもたちがぐぐって逃げるといったようなことも重なっています。そういうことから、子どもたちに下り始めたらくぐってはいけないということを学校側できちんと教えておくことが大事なことではないかと思います。そこをくぐり抜けずに、隣接の防火ドアなどを利用するということが子どもたちも知っている場合もあるんですね。隣接のドアがあるから下がってきたらそこは通らずに、隣接のドアを利用することを習っている子どももいると思います。万一のためには、そういうことを子どもたちに教えていくことも大切なことで、絶対に人為的ミスがゼロにはならないことを前提に子どもたちには自分の身を守る術を覚えておくという方法もやっていただきたいと思います。

学校指導課

今のご指摘は大変重要でして、かつて事故が起きたときも、防火訓練をする際に単に逃げる訓練ではなくて、わざと防火壁を閉めておきまして、その補助ドアを開けながら避難をするということも行われております。しかし、最近事故がなかったことから、そうすることについて配慮が不足しているのであれば、今後とも重要なことですので、指導していきたいと思います。

委員長

防火訓練は、年に1回は必ずあるのですか。

学校指導課長

だいたいの学校は月1回位の割合でやっています。ただ、その中の1回を地震の訓練にするとかいろいろな訓練がありますが、大体が防火訓練となっております。

委員長

新潟市教科用図書専門委員の委嘱について、5月教育委員会定例会で採択終了までは非公開とすることにしましたので、会議終了後に審査いたします。

学校指導課長

不登校未然防止中学校区プロジェクトについて、資料に基づき報告。

【報告概要】

プロジェクトの基本的な考え方等について報告。

委員長

質問，意見を求める。

山田委員

サポート体制を確立していくということで，月欠席3日を基準にして対応していくという考え方に賛成します。不登校が起こりやすいのは，そういうことの考えのない教職員がいるということです。そこをきちんと押さえないと，特に校長先生には指導していただきたいのですが，要するに敏感になってほしいのです。休んでいるけれど，そのうち出てくるだろうというのではなく，何で休んでいるのだろうかということで，1日休んで届けがなければ教師のほうで手を打つということが大事だと思います。教育委員会として情報を流していく，注意を喚起していくことは大事ですので，がんばってほしいと思います。それから，中1ギャップの問題ですが，これを見ると具体的には何をするのか中身が見えません。10年も20年も前から小学校と中学校は連携して取り組まなければならないという話がされていながら，具体的に情報の交換程度だけで，もっと具体的な動きをしていく必要があると思います。中学校は，そのために小学生に何をするんだと，小学校は中学校に何をするんだということを，意見交換をしていただいて活動に結び付けていく，例えば事業研究もひとつの手でしょうし，小学生が中学校に参観に行くとか，何か具体的な行動がなければ，対応の一貫性とか情報の共有とか言葉の上で終わってしまわないか，心配しています。

学校指導課長

小・中連携につきましては，ご指摘のとおりであると思っております。今まで小・中連携をして不登校に対応していくということで，やってきましたが，詳しく中身を聞いてみますと，その連携とは，Aさんが何日間休んだのでAさんは不登校傾向がありますというような情報が多かったようです。そうではなくて，Aさんが休み始めたのはいつ頃からで，どういう事がきっかけであると学校は把握しているのか，Aさんはどういう教科が得意であるとか，もう少しAさんが小学校にいたときの状況を詳しく話しをしていくことが大事であると考えております。それらについては年3回程度，小・中の情報交換を行いまして小学校の情報と中学校が一致するということが大切であると思っております。ただ，一致しただけではだめでして，実際に中学校に行って不登校になりかけた子どもたちから話を聞きますと，全く小学校と中学校が違う学校であるということです。授

業の仕方も違いますし、いろいろな所が違いますので、そんなことから、委員からご指摘のありましたように、例えば中学校の教師が小学校に出張授業をして、中学校の授業というのは、こういうものだということを示しながら、中学校の教師が小学校の授業を考えていくとか、中学校の体育祭や合唱祭等に小学校6年生を招待して、中学校の生活というのは実はこうやってクラスごとに団結をしてやっているんだという中学校の良い点を示していくとか、こういうものを小・中の連携の協議会の中で各中学校区ごとに話し合って実現していければいいと考えております。

小池委員

新聞に欠席3日くらいで不登校というレッテルをはるのではないかという記事が載っていましたが、そのことについてはどうでしょうか。

学校指導課長

不登校というものが悪いものであるとは思っておりませんし、その子どもに問題があるとも思っておりません。つまり、文部科学省が言っていますように、どの子どもにも状況に応じては起こるということですので、まず、レッテルをはるということを考える場合がありますが、皆にそういうことがあり得ますので、丁寧に見ていこうというのが基本であります。3日という数字であります。新潟市の全体の児童生徒の欠席日数の合計を出席日数で割りますと約3.3です。1年間で3.3が平均でありますので、月3日というのは、もしかしたら何か悩みを抱えているとか、いじめられているとか、先生とうまくいかないで困っているとか、いろいろな場合があるわけです。3日というのは、レッテルをはるという意味ではなくて、子どもが何か悩み始めた、あるいは困っている、つまり教師が丁寧に見ていかなければならない最低の数字として、考えております。3日という線を越えたときに、我々が子どものサインをきっちり受け止めなければいけない、そういう日として考えておりますので、レッテルをはるとは考えておりませんし、学校についてもそういうことがないように指導していきます。

小池委員

教育委員会として3日という基準で欠席状況を把握して対応を始めていこうという背景が社会に正しく伝わっていないという現実があるわけです。新聞記事がどういう所からそういう情報になって記事になってしまったか分からないのですが、その辺

| | |
|----------------------|---|
| | <p>については、書かれた新聞社のほうと話し合いをされたのでしょうか。</p> |
| <p>学校指導課長</p> | <p>きちんと説明責任を果たしていなかったもので、今後このようなことがないように、きちんと丁寧に説明していきたいと思いません。</p> |
| <p>小池委員</p> | <p>先ほど山田委員のほうからも教師が小さなサインを見逃さないように、教師にもそういう意識を持ってもらうことが大切だという意見を述べられておりましたが、それと同時に保護者のほうにもそれをきちんと気軽に相談できる体制を作って、何か小さなサインでもあったらとりあえずお話してくださいという体制になっていることが大切なことですし、教師と同時に保護者のほうにも、はっきりした病気でなくて頭が痛いとかお腹が痛いというようなことで、休みがちになったら、とりあえず相談してくださいという呼びかけをしておくことも大切ではないかと思えます。</p> |
| <p>学校指導課長</p> | <p>私共もそれを一番反省しておりまして、保護者に対して今まで学校指導課は、学校を通じてやってきたわけですが、学校になかなか出て来られない保護者もありますし、なかなか学校に相談できないということもあります。保護者に対しても、もう少し発信していこうと考えておりまして、今後、教育委員会がどのようなことを考えているか、どのようなサービスが提供できるかなど、説明責任を果たすために、ホームページの改変等も考えていきたいと思えます。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>不登校発生比率が国・県に比べてなぜこんなに高いのですか。</p> |
| <p>学校指導課長</p> | <p>教育相談センターでも多くの事例があり、多くの観点で分析をしてきましたが、これぞという明確な原因は、残念ながら示せない状況であります。そのために、施策についても多角的な面から施策をうたなければならない状態であります。明確にこれが原因であると分かるのであれば、それについて集中的に施策をうてるのですが、なかなか明確にならないために、多くの可能性が考えられますので、多角的に施策をうっています。今回は、そのうち学校で小さなサインを見逃さないということに特化してやるものになります。</p> |

委員長 数値目標のようなものが新聞に出ていましたが、要するに3年間で半減するんだということですが。

学校指導課長 これは数値目標というよりも、これまでの研究によって様々な情緒的な問題であるとか、つまり教師がいくら丁寧に対応しても不登校として改善されないという数値が約40パーセントあると言われております。これに対して60パーセントは、教師が敏感に反応して、教育委員会がサポートして、保護者と連携をとっていけば、もしかしたら不登校にならない、あるいはなったとしても短期間で復帰できる数だとされています。そうしますと、多くの施策をうってきましたが、その中でもうひとつこれをするによって、一応私共の自分たちでがんばってみようという目安として数をあげたわけでした、その心意気を示したようなものであります。

委員長 月3日欠席すると教育委員会に報告するということですが、どういう形式になるのですか。

学校指導課長 組、氏名、担任名、昨年度はどのくらい欠席していたか、今月はどうか、その欠席はどういう理由か、その子どもの欠席が不登校傾向として始まったのは何年生ころからか、今学校では児童生徒にどんな支援をしているのか、教育相談センターと連携して対応しているのかどうか、というようなものであります。

委員長 それはひとつの学年でどのくらい出てくるものですか。

学校指導課長 4月、5月は少ない状態で、だんだん多くなってきます。例えば、ある学校では10名という多い数字が出る場合もありますし、同じ規模ではありますが5名という数字が出る場合もあります。最終的に3月の最後になったら20名報告しなければいけないところと、5名というところもあります。4月、5月あたりはそれ程多くないのですが、日が経つにつれて多くなっていく状況であります。

委員長 それをプロジェクトが受けて分析をして、学校へフィードバックするというかたちになるわけですね。

学校指導課長 類似事例についての情報がある場合には、学校にフィードバックしたいと考えております。

委員長 個人情報の保護という点で、絶対外に出してはいけませんし、きちんとした縛りがないと、そういう情報が取られてそれがひとり歩きをして、どこかの内申書にまで結びついてしまうということにもなりかねないので、その取り扱いには十分注意してもらいたいと思います。

学校指導課長 これらの情報につきましては、新潟市の文書、個人情報の規程に従いまして、きちんと管理していきたいと思います。

委員長 ある小学校の校長先生をされた方のお話なのですが、中学校で不登校が増えるのは、中学校の学級担任の先生の学級担任としての意識が薄いからだという話をされていました。つまり、教科ごとに先生が変わるわけで、私は1年1組の担任だといっても、日によっては、ほとんど顔をあわせることはないのです。せめて朝と帰る時くらいは担任だから顔を出すくらいのことをしないと、中1ギャップはなくなるという話をされていました。確かにそういう方法も不登校を減らし、自分たちの担任はこの先生なんだ、この先生に相談すれば何とかできるのではないかということもあと思いました。実際に、中学校の先生方の担任意識はどうなのですか。

学校指導課長 確かに小学校と中学校の教員を比べた場合、小学校の高学年がいくら教科によって他の先生方を見ることはあっても、やはり自分のクラスの子どもを自分が教えることのほうが、はるかに長い時間なわけです。担任としまして、各教科ごとに人が変わる中学校よりも長い時間接していますので、子どもたちの変化に気がつきやすいという面はあります。しかし、中学校の教員も自分の教科や、朝の会、給食のとき、終りの会等を通じてきちんと見ておりますし、何よりも中学校の教員は、他の教員とよく情報交換をしながら、その子どもたちのデータをきちんと集めておりますので、確かにそういう指摘はあるかもしれませんが、こういう担任と学校と教育委員会と一緒にがんばるというプロジェクトを通じて、自分の担任の子どもたちを丁寧に見ていくという意識が一層強くなってくると思います。

教職員課長

今の指導課長のお話のとおり，基本的には1日4回出ます。朝の会，給食，清掃，終りの会ですが，これ以外にも自分の教科によって，ほとんど毎日の方もいますし，週に2回くらいの方もいます。ただ，一番大きな違いは，小学校の先生は6年生もほとんど1人で授業を持っていますし，朝から晩まで本当に丁寧に子どもたちと接していますが，中学校の場合は，4回プラス自分の授業に出ているとはいえ，関わり方が薄いというのが事実です。それと往々にして3年生を持った学級担任が1年生に降りてくる傾向がありまして，3月まで3年生を持っていて，1年生にいくと子どもに対して大人として扱うので，少し距離を置きます。小学校だとかなり密接だった子どもと学級担任の関係が，中学校になると距離が広がるというふうに子どもたちが受け止めてしまう傾向があります。先ほどの学校指導課長のお話のとおり，実際に中学校と小学校の連携の中でも，中学校の数学の教師が算数，英語が総合というように小学校6年生の授業に月何回か行って，スムーズな接続を図っていくという取り組みをしているところもありますが，確かに中学校の担任の方が，柔らかさや優しさが若干欠けているということは，全体的な傾向としては，あるかと思います。

小池委員

小学校の先生と中学校の先生は違っていて，然るべきだと思います。教育の一番難しいところは，ただ優しくしたり，保護したりすればいいのではなく，自立させなくてはいけないという大きな課題を持っていますので，ある意味では小学校の先生と中学校の先生が違って当然だと受け止めています。確かに小学校だと先生と仲が良くて，先生に何でも言ってくれるのが良い子かもしれませんが，中学校以上になってくるとむしろ反抗するくらいの批判的精神を持ってきてくれないといけませんので，逆にあまりべったりすると生徒の方が窮屈になるのではないかと思います。月3日の基準による欠席状況の把握の趣旨については，よく分かりましたが，この報告が多いということは決して不登校が多いということとイコールではないということは，はっきりさせてそれを皆さんに理解していただくことが大切だと思います。3日あったというだけで報告しなければならないということが，学校でそこを見逃さないということにつながるというためのもので，3日欠席する人が多いからといってこの学校は不登校が多いということとは違うということをはっきり理解していただくようにしていただきたいと思いま

す。

委員長

自分の預かっている子どもだという意識を中学校の先生も持っていただきたいし、担任ということになればそれだけの責任を持っていただきたいと思います。新潟市は不登校の率が高いという原因が分からないということですが、なぜ新潟市は高いのか徹底的に分析してほしいです。そこから解決策が見出せるのではないかと思います。

第5 次回日程

委員長

次回の日程について説明を求める。

総務課長

7月定例会は、7月20日(木)午後3時から、8月定例会は8月24日(木)午後2時からでお願いしたい。

全委員

全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

委員長

午後3時30分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員